

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

いつかためになる

法律知識

Vol.10
連帯保証人・1



弁護士 井上 航
産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

家を借りるときやお金を借りるときに、保証人を求められることがあります。ほとんどの場合は連帯保証人で、借主と同等の重い責任を負うこととなります。入学や就職するときにも身元保証人を用意しなければならない場合が少なくありません。

保証契約は民法に規定がありますが、就職の際の身元保証人については「身元保証人二関スル法律」で特に規制されています。

A 賃貸住宅の保証人は将来の未払い賃料や修復費用の補填を期待するものなので、失業中の方や年金暮らしの方は断られることがあります。知人の方も困りのことだと思えます。

しかし、賃貸住宅の保証人で気をつけなければならない

Q 知人から「親を賃貸住宅の保証人にしようとしたらダメだと言われた。代わりに言って欲しい。敷金も2か月分入れるし迷惑はかけない」と頼まれましたが…

のは、契約が長期である点です。最悪のケースを想定すると、知人が部屋に荷物を置いたまま行方不明になった場合、保証人であるあなたは知人に代わって未払い賃料を支払わなければなりません。原則、貸主は賃料未払いを保証人に通知する義務はないので、例えば1年以上の未払いの後で未払い分全額の請求を受けることもあり得ます。借主が行方不明のまま契約が自動更新になり、更新後の賃料を請求されることもあり得ます。

最近では保証会社が保証人になってくれる機関保証制度があります。保証料を支払う必要があります。追い出し屋などトラブルになるケースもあるようなので心苦しいところですが、機関保証の利用を検討してもらってはどうか。

現在、法務省で民法の大改正が議論されており、その中で個人保証人の保護が検討されています。一つの案として、保証人に対する借主の信用状況についての情報提供や、支払いが滞ったときの通知義務などを定めるかといった議論をしているようです。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024 (533) 7770
*受付窓口
(平日10時～15時)

■震災法テラスダイヤル
☎0120 (078309)
*福島市・二本松市・双葉郡広野町
に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
TEL 0243 (62) 0167

Q 兄の子が就職する際に、兄と2人で身元保証人になりました。その子が会社車で交通事故を起こしたようですが、どうすればよいでしょうか。

A 身元保証には期間制限があり、いつまでも責任を負うものではありません。例えば身元保証書に期限が書いていない場合、効力は3年間に制限されます。身元保証書が手元あれば期限の確認をしましょう。就業規則などで定められていることもあるので、甥御さんに入手するよう依頼してもいいかもしれません。

期間内であっても、保証人の責任の範囲は諸々の事情で裁判所が判断すると定められています。実際、事情によって様々な判断が出ています。本人と身元保証人で責任が異なることもあり、一概に言えません。まずは甥御さんの勤め先がどういう意向なのか確認するところから始めましょう。